

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年1月13日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市厳原港南方の海岸 耶良埼灯台から真方位190° 1,450m付近 (概位 北緯34°10.9′ 東経129°17.7′)
事故の概要	漁船漁栄丸は、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年4月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 漁栄丸、16トン NS2-15639（漁船登録番号）、個人所有 第290-47187号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、厳原港東方沖約20海里（M）の漁場を発進し、約9.5ノットの対地速力で自動操舵により同港に向けて南西進していた。</p> <p>船長は、単独で操船に当たり、厳原港まで約3Mであることをレーダーで確認し、操舵室内の台に腰を掛けていたところ、眠気は感じていなかったが、いつの間にか居眠りに陥り、衝撃で目が覚めた。</p> <p>本船は、厳原港南方の海岸に乗り揚げ、自力で離礁した後、同港に入港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.5mであった。</p> <p>船長は、港が近くなって安心したことで、居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、厳原港東方沖を南西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥ったことから、厳原港南方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵で航行していたこと、台に腰を掛けた楽な姿勢であったこと、及び港が近くなって安心したことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、厳原港東方沖を南西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥ったため、厳原港南方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動操舵とし、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りをする場合は、時々、手動操舵としたり、椅子から立ち上がったりするなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。
--------------	--